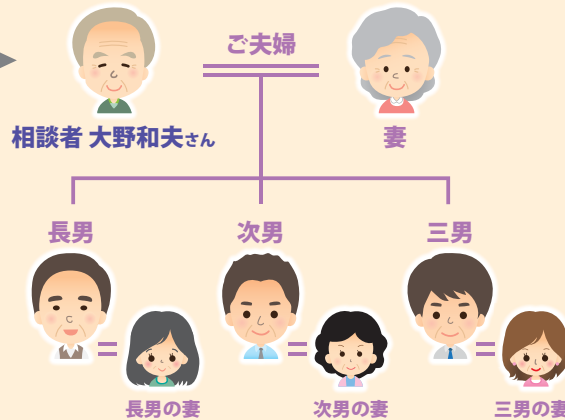


第6回 後継者に多く相続させたい

書かなきゃ損する？

税理士
中田 真希子の
遺言講座



■ 相談者・大野和夫さんの相続人
妻・長男・次男・三男

～ 今回のご相談者・大野和夫さんは遺産分割で親族がもめないかご心配なようです ～

大野さん



Q.

我が家は、代々長男が財産を引き継ぐしきたりで、妻と息子達は全員納得しているんだ。でも次男や三男の結婚相手から不満が出そうで…。ごたごたするのではないかと心配だよ。

中田税理士



A.

遺産分割協議が相続人以外の人の口出しにより、こじれることはよくあります。遺言があれば、財産の承継を確実にすることができます。

遺言があれば、遺産分割協議が不要になります。また、各相続人が主張できる権利が、法定相続分から遺留分（妻子の場合：法定相続分の2分の1）に減少します。

遺留分が侵害された場合、「遺留分減殺請求」という法的手続きで遺留分を確保する方法もありますが、心理的な抵抗感があるかと思います。

遺言を作成することによって、被相続人の意思が明確になり、相続人のストレスが減る効果が期待できます。

もらえるものは
しっかりもらえよ。

友人



あなた、権利はしっかり
主張すべきよ。

次男の妻



我が家のしきたりな
んだ。
私も納得している。



次男

遺言があるから仕方
ない。兄弟で法的手
続きなんて、とんで
もない！

遺言があれば
さらに…



次男

スムーズに被相続人の意思を伝えられます！

大野さん



Q.

相続税の納税資金を準備しておくために、不動産を売却するかもしれない。財産内容が変わると一度書いた遺言も書き直す必要があるのかな？

中田税理士



A.

工夫すれば、将来の不動産の売却にも対応できる遺言の作成が可能です。そのため、現況の財産内容で遺言を作成することをおすすめします。

財産の一部がなくなった場合

➡ その財産に係る部分のみ無効で、他の部分は有効です。

財産分けについてお気持ちが変わった場合

➡ いつでも遺言を書き直せます。

中田税理士



遺言があれば法的効果以外に、心情面でも相続がスムーズに進むことがあります。遺言はご自身の意思を周りに伝える良い手段ですので、ぜひご活用ください。